

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I-1 ②事務の内容	<p>【予防接種システム】</p> <p>札幌市では、感染症の発生及びまん延防止のため、予防接種法(昭和25年法律第89号)に基づく予防接種の実施に関する事務、給付の支給に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)別表第一の10の項、93の2の項により個人番号を利用することができるのは、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの及び新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号、以下「特措法」という。)による予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>ついで、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種履歴の管理、保管等に係る業務 ・ 医療機関等での予防接種の実施に係る業務 ・ 実施医療機関への委託料の支払いに係る業務 ・ 対象者への接種勧奨に係る業務 <p>②健康被害による給付の支給に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種を受けた者が疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合の健康被害を受けた者への給付の支給に係る業務 <p>《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)》</p> <p>特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。</p> <p>※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。</p> <p>【ワクチン接種記録システム(VRS)】</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・ 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	<p>【予防接種システム】</p> <p>札幌市では、感染症の発生及びまん延防止のため、予防接種法(昭和25年法律第89号)に基づく予防接種の実施に関する事務、給付の支給に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)別表第一の10の項、93の2の項により個人番号を利用することができるのは、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの及び新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号、以下「特措法」という。)による予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>ついで、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種履歴の管理、保管等に係る業務 ・ 医療機関等での予防接種の実施に係る業務 ・ 実施医療機関への委託料の支払いに係る業務 ・ 対象者への接種勧奨に係る業務 <p>②健康被害による給付の支給に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種を受けた者が疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合の健康被害を受けた者への給付の支給に係る業務 <p>《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)》</p> <p>特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。</p> <p>※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。</p> <p>【ワクチン接種記録システム(VRS)】</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。 ・ 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	事後	VRSの機能廃止 (マイナンバーを用いた他自治体への接種記録の照会)
令和6年4月1日	I-2 システム7 ②システムの機能	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務のために、国が開発したシステムであり、以下の機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接種対象者・接種券発行登録 ・ 接種記録の管理 ・ 転出/死亡時等のフラグ設定 ・ 他市区町村への接種記録の照会・提供 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施 	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務のために、国が開発したシステムであり、以下の機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接種対象者・接種券発行登録 ・ 接種記録の管理 ・ 転出/死亡時等のフラグ設定 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施 	事後	VRSの機能廃止 (マイナンバーを用いた他自治体への接種記録の照会、接種証明書の電子交付及びコンビニ交付)
令和6年4月1日	I-5	<p>番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2</p> <p>番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年条例第42号、以下「利用条例」という。)第4条第2項</p> <p>番号法第19条第6号(委託先への提供)</p> <p>番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)</p>	<p>番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2</p> <p>番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年条例第42号、以下「利用条例」という。)第4条第2項</p> <p>番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	VRSの機能廃止 (マイナンバーを用いた他自治体への接種記録の照会)
令和6年4月1日	I-7 ①部署	札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課/札幌市保健福祉局医療対策室調整担当課	札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課	事後	機構変更
令和6年4月1日	I-7 ②所属長の役職名	感染症総合対策課長/調整担当課長	感染症総合対策課長	事後	機構変更
令和6年4月1日	(別添1) 事務の内容		他自治体への接種記録の照会・提供、予防接種証明書の電磁交付およびコンビニ交付に関するフローの削除	事後	VRSの機能廃止 (マイナンバーを用いた他自治体への接種記録の照会、接種証明書の電子交付及びコンビニ交付)
令和6年4月1日	II-2 ⑥事務担当部署	札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課/札幌市保健福祉局医療対策室調整担当課	札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課	事後	機構変更
令和6年4月1日	II-3 ②入手方法	紙、電子記録媒体、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	紙、電子記録媒体、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	VRSの機能廃止 (接種証明書の電子交付及びコンビニ交付)
令和6年4月1日	II-3 ③入手の時期・頻度	<p>1 識別情報：随時(変更時等)</p> <p>2 連絡先等情報：随時(変更時等)</p> <p>3 業務関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康・医療関係情報：随時(予防接種実施時点) ・ 地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、年金関係情報：随時(健康被害に係る給付の申請時点) <p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌市への転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要となる都度 ・ 他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であつて接種記録の照会が必要となる都度 	<p>1 識別情報：随時(変更時等)</p> <p>2 連絡先等情報：随時(変更時等)</p> <p>3 業務関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康・医療関係情報：随時(予防接種実施時点) ・ 地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、年金関係情報：随時(健康被害に係る給付の申請時点) <p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であつて接種記録の照会が必要となる都度 	事後	VRSの機能廃止 (マイナンバーを用いた他自治体への接種記録の照会)
令和6年4月1日	II-3 ④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種履歴の管理を適正に行うために、予防接種の実施に係る情報収集を行う必要がある。 ・ 健康被害に係る給付を適正に行うために、保険給付の支給及び障害基礎年金の支給に係る情報が必要である。 <p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・ 札幌市からの転出者について、転出先市区町村へ札幌市での接種記録を照会するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種履歴の管理を適正に行うために、予防接種の実施に係る情報収集を行う必要がある。 ・ 健康被害に係る給付を適正に行うために、保険給付の支給及び障害基礎年金の支給に係る情報が必要である。 <p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 	事後	VRSの機能廃止 (マイナンバーを用いた他自治体への接種記録の照会)

令和6年4月1日	II-3 ⑤本人への明示	<p>予防接種関係法令及び番号法別表第一の10の項、93の2の項に規定されている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・接種者からの同意を記入入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を待ってから入手する。</p>	<p>予防接種関係法令及び番号法別表第一の10の項、93の2の項に規定されている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</p>	事後	VRSの機能廃止 (マイナンバーを用いた他自治体への接種記録の照会、接種証明書の電子交付及びコンビニエンスストアへの接種記録の照会)
令和6年4月1日	II-3 ⑦使用の主体 使用部署	札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課、医療対策室調整担当課、各区役所保健福祉部健康・子ども課	札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課、各区役所保健福祉部健康・子ども課	事後	機構変更
令和6年4月1日	II-3 ⑧使用方法	<p>1 予防接種対象者管理に関する事務 ・ 予防接種実施医療機関を経由して収集した被接種者の氏名、生年月日、住所等から住民基本台帳等にて個人を特定し、接種履歴等を管理する。 ・ 接種率等の統計を作成する。</p> <p>2 予防接種勧奨等、接種率の向上に向けた施策に関する事務 ・ 住民基本台帳から対象者を抽出して、接種勧奨等を実施する。</p> <p>3 健康被害救済給付認定の申請があった際の資格確認及び給付 ・ 予防接種による健康被害が生じた場合、予防接種履歴情報等を確認の上、申請の手続きを行う。厚生労働省により健康被害が認定された場合には、給付に係る手続きを行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・ 札幌市からの転出者について、転出先市区町村へ札幌市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</p>	<p>1 予防接種対象者管理に関する事務 ・ 予防接種実施医療機関を経由して収集した被接種者の氏名、生年月日、住所等から住民基本台帳等にて個人を特定し、接種履歴等を管理する。 ・ 接種率等の統計を作成する。</p> <p>2 予防接種勧奨等、接種率の向上に向けた施策に関する事務 ・ 住民基本台帳から対象者を抽出して、接種勧奨等を実施する。</p> <p>3 健康被害救済給付認定の申請があった際の資格確認及び給付 ・ 予防接種による健康被害が生じた場合、予防接種履歴情報等を確認の上、申請の手続きを行う。厚生労働省により健康被害が認定された場合には、給付に係る手続きを行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</p>	事後	VRSの機能廃止 (マイナンバーを用いた他自治体への接種記録の照会)
令和6年4月1日	II-3 ⑧使用方法 情報の突合	<p>・ 予防接種実施医療機関を経由して収集した被接種者の氏名、生年月日、住所等から住民基本台帳等にて個人を特定する。 ・ 内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 ・ 個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 札幌市からの転出者について、札幌市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、札幌市の接種記録と突合する。</p>	<p>・ 予防接種実施医療機関を経由して収集した被接種者の氏名、生年月日、住所等から住民基本台帳等にて個人を特定する。 ・ 内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 ・ 個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。</p>	事後	VRSの機能廃止 (マイナンバーを用いた他自治体への接種記録の照会)
令和6年4月1日	II-4 委託事項 2	ワクチン接種記録システム (VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニエンスストア等)を用いた特定個人情報ファイルの管理等の業務	ワクチン接種記録システム (VRS) を用いた特定個人情報ファイルの管理等の業務	事後	VRSの機能廃止 (接種証明書の電子交付及びコンビニエンスストア)
令和6年4月1日	II-4 委託事項 2 ①委託内容	ワクチン接種記録システム (VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニエンスストア等)を用いた特定個人情報ファイルの管理等を行う。	ワクチン接種記録システム (VRS) を用いた特定個人情報ファイルの管理等を行う。	事後	VRSの機能廃止 (接種証明書の電子交付及びコンビニエンスストア)
令和6年4月1日	II-4 委託事項 2 ②取り扱いは委託する地特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム (VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニエンスストア等)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム (VRS) を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	VRSの機能廃止 (接種証明書の電子交付及びコンビニエンスストア)
令和6年4月1日	II-4 委託事項 2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	その他 (L2WAY回線を用いた提供 (VRS本体、コンビニエンスストア等)を用いた提供 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	その他 (L2WAY回線を用いた提供)	事後	VRSの機能廃止 (接種証明書の電子交付及びコンビニエンスストア)
令和6年4月1日	II-5 提供先 2	<p>市区町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第16号 ②提供先における用途 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ③提供する情報 市区町村コード及び転入者の個人番号 ④提供する情報の対象となる本人の数 100万人以上1000万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 「2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥提供方法 ワクチン接種記録システム (VRS) ⑦時期・頻度 札幌市への転入者について、転出先市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度</p>	項目ごと削除	事後	VRSの機能廃止 (マイナンバーを用いた他自治体への接種記録の照会)
令和6年4月1日	II-6 ①保管場所	<p><札幌市における措置> 1 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。</p> <p><ワクチン接種記録システム (VRS) における追加措置> ワクチン接種記録システム (VRS) は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準等に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・ 他市区町村の領域からは論理的に区分された札幌市の領域にデータを保管する。 ・ 当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・ 個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・ 国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・ 日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニエンスストア) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>	<p><札幌市における措置> 1 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。</p> <p><ワクチン接種記録システム (VRS) における追加措置> ワクチン接種記録システム (VRS) は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準等に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・ 他市区町村の領域からは論理的に区分された札幌市の領域にデータを保管する。 ・ 当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・ 個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・ 国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・ 日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	事後	VRSの機能廃止 (接種証明書の電子交付及びコンビニエンスストア)

<p>令和6年4月1日</p> <p>Ⅲ-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p>1 窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2 他の地方公共団体等から特定個人情報を含む情報を入手する際は、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①新入者本人からの個人番号の入手 札幌市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入力する場合は本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②他市区町村からの個人番号の入手 札幌市からの転出者について、札幌市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入力するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>③転出元市区町村からの接種記録の入手 札幌市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、札幌市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <p>交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>1 窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2 他の地方公共団体等から特定個人情報を含む情報を入手する際は、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>事後</p> <p>VRSの機能廃止 (マイナンバーを用いた他自治体への接種記録の照会、接種証明書の電子交付及びコンビニ交付)</p>
<p>令和6年4月1日</p> <p>Ⅲ-2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<p>1 必要な情報以外記載できない書類様式とする。</p> <p>2 情報提供ネットワークシステムの連携によるデータも、必要な情報以外を入手できないフォーマットとする。</p> <p><ワクチン接種記録システム等における追加措置></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <p>個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>	<p>1 必要な情報以外記載できない書類様式とする。</p> <p>2 情報提供ネットワークシステムの連携によるデータも、必要な情報以外を入手できないフォーマットとする。</p>	<p>事後</p> <p>VRSの機能廃止 (接種証明書の電子交付及びコンビニ交付)</p>
<p>令和6年4月1日</p> <p>Ⅲ-2 リスク2 リスクに対する措置の内容</p>	<p><予防接種システムにおける措置></p> <p>1 接種者情報については、予防接種実施医療機関を経由して入手することから個人番号の記載欄は無く、不適切に個人番号を入力することはない。</p> <p>2 システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p><団体統合宛名システムにおける措置></p> <p>システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <p>証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。</p>	<p><予防接種システムにおける措置></p> <p>1 接種者情報については、予防接種実施医療機関を経由して入手することから個人番号の記載欄は無く、不適切に個人番号を入力することはない。</p> <p>2 システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p><団体統合宛名システムにおける措置></p> <p>システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>	<p>事後</p> <p>VRSの機能廃止 (接種証明書の電子交付及びコンビニ交付)</p>
<p>令和6年4月1日</p> <p>Ⅲ-2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容</p>	<p>・予防接種の実施については、予防接種実施医療機関において、健康保険証等の身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。</p> <p>・予防接種法による給付の支給に関する事務等について、窓口で個人番号を含む申請書の受付を行う際は、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <p>個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p>	<p>・予防接種の実施については、予防接種実施医療機関において、健康保険証等の身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。</p> <p>・予防接種法による給付の支給に関する事務等について、窓口で個人番号を含む申請書の受付を行う際は、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。</p>	<p>事後</p> <p>VRSの機能廃止 (接種証明書の電子交付及びコンビニ交付)</p>
<p>令和6年4月1日</p> <p>Ⅲ-2 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>1 入手の各段階で本人確認を行う。</p> <p>2 システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。</p> <p>3 業務に関係のない職員が特定個人情報を変更したりすることがないよう、システムを利用できる職員を限定する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <p>・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑制する措置を講じている。</p> <p>・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報、マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</p>	<p>1 入手の各段階で本人確認を行う。</p> <p>2 システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。</p> <p>3 業務に関係のない職員が特定個人情報を変更したりすることがないよう、システムを利用できる職員を限定する。</p>	<p>事後</p> <p>VRSの機能廃止 (接種証明書の電子交付及びコンビニ交付)</p>

<p>令和6年4月1日</p> <p>Ⅲ-2 リスク4 リスクに対する措置の内容</p>	<p><予防接種システムにおける措置> 1 紙媒体（及び電子媒体）により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 システム保守委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止する。 3 入手した基本4情報（氏名・住所・性別・生年月日）に基づき、システム基盤（個人基本）との連携により、住民基本台帳から個人番号を入手する際には、システム保守委託業者には個人番号の表示権限を与えないので、外部に漏れることはない。 4 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとするので、外部に漏れることはない。</p> <p><システム基盤（団体内統合宛名）における措置> システム基盤（団体内統合宛名）は、中間サーバー・プラットフォームや各システムとの接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。</p> <p><住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> 住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。</p> <p><システム基盤（個人基本）における措置> システム基盤（個人基本）との接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。</p> <p><ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 -（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 -（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） ポスドク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはGSM回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p>	<p><予防接種システムにおける措置> 1 紙媒体（及び電子媒体）により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 システム保守委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止する。 3 入手した基本4情報（氏名・住所・性別・生年月日）に基づき、システム基盤（個人基本）との連携により、住民基本台帳から個人番号を入手する際には、システム保守委託業者には個人番号の表示権限を与えないので、外部に漏れることはない。 4 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとするので、外部に漏れることはない。</p> <p><システム基盤（団体内統合宛名）における措置> システム基盤（団体内統合宛名）は、中間サーバー・プラットフォームや各システムとの接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。</p> <p><住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> 住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。</p> <p><システム基盤（個人基本）における措置> システム基盤（個人基本）との接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。</p> <p><ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p>	<p>事後</p>	<p>VRSの機能廃止 （接種証明書の電子交付及びコンビニ交付）</p>
<p>令和6年5月1日</p> <p>Ⅲ-3 リスク1 業務で使用するその他のシステムにおける措置の内容</p>	<p>システム基盤（市中間サーバ）との連携は、番号制度に伴う、他の地方公共団体等との情報連携に必要な範囲に限定する。</p> <p><ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置> - 接種会場では、接種券番号の採取端末（タブレット端末）からインターネット経由でワクチン接種記録システム（VRS）に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</p>	<p>システム基盤（市中間サーバ）との連携は、番号制度に伴う、他の地方公共団体等との情報連携に必要な範囲に限定する。</p>	<p>事前</p>	<p>タブレット端末の運用終了</p>
<p>令和6年4月1日</p> <p>Ⅲ-3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><予防接種に関する事務に関係のない職員や来庁者等によるのぞき見のリスク> 1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報を使用する場面に必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・ 札幌市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・ 札幌市からの転出者について、札幌市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・ 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム（VRS）からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<p><予防接種に関する事務に関係のない職員や来庁者等によるのぞき見のリスク> 1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報を使用する場面に必要最小限に限定している。具体的には、接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために個人番号を入手し、使用する場面に限定している。 ②ワクチン接種記録システム（VRS）からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<p>事後</p>	<p>VRSの機能廃止 （マイナンバーを用いた他自治体への接種記録の照会）</p>
<p>令和6年4月1日</p> <p>Ⅲ-4 情報保護管理体制の確認</p>	<p>札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているからあらかじめ確認して委託契約を締結している。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 札幌市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあつての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 - 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る取扱い</p>	<p>札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているからあらかじめ確認して委託契約を締結している。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 札幌市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあつての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p>	<p>事後</p>	<p>VRSの機能廃止 （接種証明書の電子交付及びコンビニ交付）</p>
<p>令和6年4月1日</p> <p>Ⅲ-5</p> <p>※詳細省略</p>	<p>リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク</p>	<p>[O] 提供・移転しない</p>	<p>事後</p>	<p>VRSの機能廃止 （マイナンバーを用いた他自治体への接種記録の照会）</p>

<p>令和6年4月1日</p> <p>Ⅲ-7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容</p>	<p><札幌市における措置></p> <p>1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末及びサーバのハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。</p> <p>2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを更新する。</p> <p>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。</p> <p><ワクチン接種記録システム（VRS）における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム（VRS）は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・L2WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p><u>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）</u> 電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととして いる。</p> <p>電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付）</u> 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p> <p>キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線を使用し、情報漏えいを防止する。</p> <p>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p><札幌市における措置></p> <p>1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末及びサーバのハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。</p> <p>2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを更新する。</p> <p>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。</p> <p><ワクチン接種記録システム（VRS）における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム（VRS）は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・L2WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	<p>事後</p>	<p>VRSの機能廃止 （接種証明書の電子交付及びコンビニ交付）</p>
<p>令和6年4月1日</p> <p>Ⅳ-1 ①自己点検 具体的なチェック方法</p>	<p><札幌市における措置></p> <p>札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁（旧内閣官房情報連携技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p><札幌市における措置></p> <p>札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p>事後</p>	<p>管轄省庁の変更</p>
<p>令和6年4月1日</p> <p>Ⅳ-1 ②監査 具体的な内容</p>	<p><札幌市における措置></p> <p>札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的に実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁（旧内閣官房情報連携技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p><札幌市における措置></p> <p>札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的に実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p>事後</p>	<p>管轄省庁の変更</p>
<p>令和6年4月1日</p> <p>Ⅳ-2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法</p>	<p><札幌市における措置></p> <p>予防接種に関する事務に関わる職員（会計年度任用職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間ごとに研修（個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。）を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁（旧内閣官房情報連携技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	<p><札幌市における措置></p> <p>予防接種に関する事務に関わる職員（会計年度任用職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間ごとに研修（個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。）を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	<p>事後</p>	<p>管轄省庁の変更</p>

<p>令和6年4月1日</p> <p>IV-3</p>	<p><札幌市における措置></p> <p>1 サーバールームは、必要時以外は常に施錠し、鍵は業務主管部門の所属長が管理している。また、入室できる者を制限することで不正な侵入を防止するとともに、入室の記録を残す。</p> <p>2 磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。</p> <p>3 電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁（旧内閣府情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p><札幌市における措置></p> <p>1 サーバールームは、必要時以外は常に施錠し、鍵は業務主管部門の所属長が管理している。また、入室できる者を制限することで不正な侵入を防止するとともに、入室の記録を残す。</p> <p>2 磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。</p> <p>3 電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p>事後</p>	<p>管轄省庁の変更</p>
<p>令和6年4月1日</p> <p>V-1</p> <p>①連絡先</p>	<p>〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階 札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課</p> <p>〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目ばらと北一条ビル 8階 札幌市保健福祉局医療対策室調整担当課</p>	<p>〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課</p>	<p>事後</p>	<p>機構変更</p>